

記入例

※ 英語版、ポルトガル語版の記入例は右記の QR コード※からご確認ください。
 *English and Portuguese version of the sample is available from the QR code on the right.
 *Modelo de preenchimento em Português e Inglês disponível pelo código QR da direita.
 ※QR コードは (株) デンソーウェーブの商標登録です。



発行日

様

市区町村
交付印

令和6年度 定額減税補足給付金(※)支給確認書

※定額減税補足給付金は、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年分個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。
 令和6年の所得税(推計)及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。
 以下の内容を確認して、**までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。**(当日、消印有効)
 審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法 口座振込 (受付用バーコード)
 支給日
 支給口座
 支給額
 ※空欄の場合は、裏面で振込口座を記入してください。

(1) 定額減税補足給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計所得税額	控除不足額(①)
	円	円	円 (<0の場合は0)
住民税所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分住民税所得割額	控除不足額(②)
	円	円	円 (<0の場合は0)
定額減税補足給付金	所得税分の控除不足額(①)	住民税所得割分の控除不足額(②)	控除不足額 計(③) (①+②)
	円	円	円
			定額減税補足給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)
			円

【注】「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。
 ※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、**令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。**
 ※令和6年分と、外に転居される方又は転居された方は、本確認書が、追加給付に際して必要となることあるため、**写し(コピー)を取って大切に保管ください。**
確認欄 以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)に『✓』を入れてください。
 他の市区町村で令和6年度の定額減税補足給付金(調整給付金)の支給を受けていません。
 もしくは他の市区町村で令和6年度の住民税非課税世帯等への給付金の支給を受けていません。
 ※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等)の写し(コピー)を添えて返送期限までに提出してください。
 ※上記の返送期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり、**が定める期限までに必要な修正が行われない場合、**は本給付金の支給を辞退したとみなします。
 ※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。
 私は給付金を受給しません。
上記記載内容に異議ありません。
 ※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるとともに、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏名	確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号
			メールアドレス

裏面も必ずご確認ください

他の市区町村で令和6年度の定額減税補足給付金(調整給付金)の支給を受けていないことを確認し、チェック欄(□)に✓を記入してください。

豊橋市もしくは他の市区町村で令和6年度の住民税非課税世帯等への給付金の支給を受けていないことを確認し、チェック欄(□)に✓を記入してください。

確認欄のチェック(「✓」)が全て記入できる場合のみ、本給付金の支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。

「氏名」、「確認欄の内容に相違がないことを確認した日」、「日中に連絡がとれる電話番号」、「メールアドレス」を記入してください。

<お問い合わせ>
 豊橋市定額減税補足給付金事務局コールセンター
 電話番号 0532-21-6266 受付時間 平日9:00~17:00

裏面

支給口座欄が空欄又は印字されている口座に変更がある場合のみ、✓を入れてください。

今回振込を希望される金融機関口座情報を記入し、通帳等の写しと本人確認書類の写しを貼付してください。

金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、振込による支給が困難な方のみ、現金による支給を選ぶことができます。

※確認書提出当日に現金を給付することはできません。

決定通知書を後日郵送いたしますので、決定通知書・本人確認書類をお持ちになって決定通知書に記載された日時(平日のみ)に窓口へお越しください。

(2) 給付金の振込先口座の変更等

表面上部の口座欄が空欄の場合や、別の口座への振込を希望する場合には、以下のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

□ 下記の口座への振込を希望します。(通帳等の写しを本人確認書類等添付欄に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信連連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	※右詰めでご記入ください	※通帳の表記に合わせてください

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯蓄口座の見開き上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください	※右詰めでご記入ください	※右詰めでご記入ください	※通帳の表記に合わせてください

金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方で、現金による支給を希望する場合は、チェック欄(□)に『✓』を入れてください。

□ 現金手渡しによる支給を希望します。(口座への振込に比べて支給までに時間がかかります。)

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

代理人氏名	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
(フリガナ)		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	

上記の者を代理人と認め、令和6年度 定額減税補足給付金の【代理確認・受給を行う場合】を委任します。一法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。

- 提出書類**
- 『令和6年度 定額減税補足給付金 支給確認書』
※必要事項をご記入ください。
□ 氏名、確認日、連絡先電話番号(表面)
□ 振込口座(裏面)(表面の口座欄が空欄の場合などに記入)
 - 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※確認者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)の写し(コピー)を本人確認書類等添付欄に添付して下さい。
 - 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※(2)給付金の振込先口座の変更等でチェックした場合のみ添付してください。
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を本人確認書類等添付欄に添付してください。
 - 『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』
※表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な税額や扶養親族数がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本人確認書類等添付欄

本人(代理人)確認書類

マイナンバーカード(写真付の面のみ)、運転免許証等の写し(本人確認書類の表面に住所の記載がない場合や、住所に変更がある場合は、必ず現住所の記載がある面の写しも付けてください。)

※日本国籍を有しない方の本人確認書類
在留カード(表と裏)、特別永住者証明書

※代理人が受給する場合
本人確認書類の写しと代理人の本人確認書類の写し
代理人が受給する場合の添付書類は、記載例をご確認ください。

表面の上の「支給口座」欄に記載された口座以外の口座への振込を希望される場合や、「支給口座」欄に口座の記載がない場合、現金手渡しによる支給を希望される場合、代理人が確認(受給)する場合には有効期限内の本人・代理人の確認書類の写しを提出してください。

振込先金融機関口座確認書類

受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳の見開き部分の写し、なければキャッシュカードの写し

表面の上の「支給口座」欄に記載された口座以外の口座への振込を希望される場合や、「支給口座」欄に口座の記載がない場合は、「受取口座記入欄」に記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※表面の上の「支給口座」欄に記載の口座への振込を希望される場合は添付不要

□ 令和6年度定額減税補足給付金支給確認書
□ 氏名、確認日、連絡先電話番号の記入
□ 振込口座(表面の口座欄が空欄の場合などに記入)

□ 本人(代理人) 確認書類の写し
※運転免許証、マイナンバーカードの写し

□ 受取口座の確認できる書類の写し
※通帳やキャッシュカードの写し

□ 源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し
※表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ添付

各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がなければチェック欄(□)に✓を記入してください。

代理人が確認(受給)する場合は、本人及び代理人の確認書類の写しが必要となります。代理人が受給する場合には、本人との関係性が分かる書類(下記の表を参照)を添付してください。

表面の上の「支給口座」欄に記載された口座以外の口座へ振り込む場合は、受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳の見開き部分の写し、なければキャッシュカードの写しを添付してください。有効期限内の本人確認書類の写しを提出してください。

本人との関係	本人と代理人との関係性が確認できる書類の例
同一世帯員	書類は不要です
法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人)	成年後見登記制度に基づく登記事項証明書の写し
別世帯の親族	戸籍謄本の写し等
親権者・未成年後見人	
福祉施設等の職員	施設に入所していることが確認できるもの及び施設の職員であることが確認できるもの